

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月10日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市南区向洋沖町1番1号
氏名	公益財団法人広島県下水道公社
	理事長 上仲 孝昌
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-286-8200
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	太田川流域下水道東部浄化センター
事業場の所在地	広島市南区向洋沖町1番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36水道業
②事業の規模	流域下水道終末処理場 処理能力148,380m ³ /日
③従業員数	公社16名、運転管理〔委託〕最大38名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①汚泥（脱水ケーキ）：自ら減量化中間処理→業者委託によりセメント原料化、コンポスト化の再生利用及び建築資材の原料化 ②汚泥（沈砂・しき類）：自らの中間処理なし→中間処理業者に委託し焼却後最終埋立処分 ③廃プラ（ガラス類含む）：自らの中間処理なし→中間処理業者に委託し選別・破碎・焼却処理後に最終埋立処分

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	235033.5	233826					217212.65	217294			17820.85	16532			17239.35	16330				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	11.76	12									11.76	12								
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.18	1									0.18	1								
鋳さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	235045.44	233839	0	0	0	0	217212.65	217294	0	0	17832.79	16545	0	0	17239.35	16330	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別図【太田川流域下水道東部浄化センター管理体制図】のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	汚泥濃縮工程、汚泥消化工程において濃縮率、消化率を高め、汚泥減量化を図る。 汚泥脱水工程において脱水ケーキの含水率の低下に努め、汚泥減量化を図る。
②計画 (今後実施する予定の取組)	汚泥濃縮工程、汚泥消化工程において濃縮率、消化率を高め、汚泥減量化を図る。 汚泥脱水工程において脱水ケーキの含水率の低下に努め、汚泥減量化を図る。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	汚泥それぞれについて、分別、保管を徹底する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	汚泥それぞれについて、分別、保管を徹底する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	_____
②計画 (今後実施する予定の取組)	_____

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	汚泥脱水工程において、脱水ケーキの含水率の低下に努め、汚泥搬出量の抑制・減量化を図る。
②計画 (今後実施する予定の取組)	汚泥脱水工程において、脱水ケーキの含水率の低下に努め、汚泥搬出量の抑制・減量化を図る。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	_____
②計画 (今後実施する予定の取組)	_____

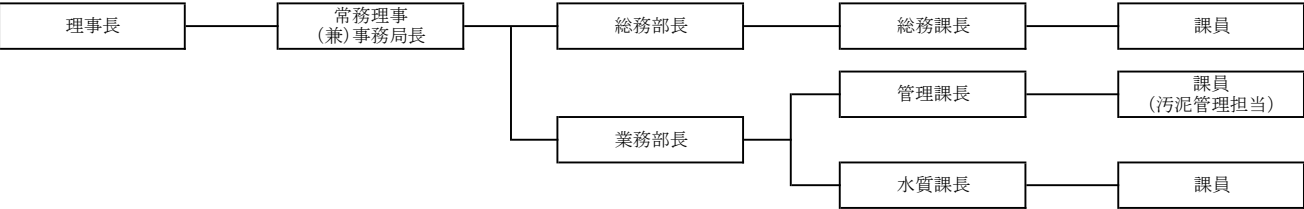
7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	発生した汚泥(脱水ケーキ)をコンポスト化又はセメント原料化し、再生・有効利用を図る。
②計画 (今後実施する予定の取組)	発生した汚泥(脱水ケーキ)をコンポスト化又はセメント及び建築資材の原料化し、再生・有効利用を図る。

別図

太田川流域下水道東部浄化センター管理体制図

太田川流域下水道東部浄化センター組織図



運転管理受託者組織図

